

25 経営第 3699 号
平成 26 年 4 月 1 日

47 都道府県知事 殿

農林水産事務次官

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の
施行について」の廃止について

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について（平成7年2月15日付け7農蚕第948号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）については、同日付けで廃止されたので御了知願いたい。

ただし、

- (1) 改正法附則第8条の規定に基づく就農計画の認定
 - (2) 改正法附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農支援資金の貸付け等
 - (3) この通知の施行前に貸し付けられた経営体育成強化資金（沖縄県にあっては沖縄公庫経営体育成強化資金。（4）において同じ。）についての貸付限度額
 - (4) この通知の施行前に附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に貸し付けられる経営体育成強化資金についての貸付限度額
- についての施行通知の規定の適用については、なお従前の例による。

なお、貴局管内の県知事宛てには別途通知したので、念のため申し上げる。

以上、命により通知する。